

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月12日（令和6年（行情）諮問第1011号）

答申日：令和6年11月27日（令和6年度（行情）答申第664号）

事件名：特定の自動車番号の自動車に係る自動車検査証の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「自動車検査証 自動車番号：03-5219」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月16日付け防官文第9332号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、対象文書を追加特定して開示される裁決を求める。

2 審査請求の理由

私が、本件開示請求において、行政文書特定のための文言として記載したのは、以下のとおりです。

自動車番号が035219である自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車）にかかる自動車検査証

自動車番号が035219である自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車）について、同じ番号のものが2つ以上ある（あった）という可能性が考えられ、行政文書で追加特定されるべきものが無いか、綿密に、精査されるべきです。その精度の結果、上「審査請求の趣旨」に記載したような裁決がされるべきとの結論になれば、そのような裁決がなされなければなりません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として、本件対象文書を特定し、令和6年4月16日付け防官文第9332号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分）を行っ

た。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「私が、本件開示請求において、行政文書特定のための文言として記載したのは、以下のとおりです。

自動車番号が035219である自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車）にかかる自動車検査証 自動車番号が035219である自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車）について、同じ番号のものが2つ以上ある（あった）という可能性が考えられ、行政文書で追加特定されるべきものが無いか、綿密に、精査されるべきです。その精度の結果、上「審査請求の趣旨」に記載したような裁決がされるべきとの結論になれば、そのような裁決がなされなければなりません。」として、本件対象文書以外の文書の開示を求めるが、本件審査請求を受けて本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書がないか、関係部署において改めて探索を行ったが、その存在は確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の追加特定を求めているところ、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書にいう「自動車番号 035219」とは、陸上自衛隊大阪地方協力本部が保有する特定車両の自動車番号であることから、本件開示請求については、当該車両の自動車検査証の開示を求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 自衛隊の使用する自動車の自動車番号の付与、改廃及び記録に関する事務については、「自衛隊の使用する自動車に関する訓令」（昭和45年1月30日防衛庁訓令第1号）（以下「訓令」という。）により、陸上自衛隊が行うものと定められている。また、「自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達」（昭和45年8月31日陸上自衛隊達第95－3号）（以下「達」という。）により、陸上自衛隊の自動車にあっては、自動車番号付与区分表により自動車番号の付与を行うものとされ、自動車番号を付与したときは、自動車記録簿及び自動車検査証を作成することとされている。

防衛省において、保有する当該自動車番号の自動車は、当該車両のみであり、当該自動車番号にかかる事務手続は適正に行われていることを確認した。

したがって、当該自動車番号の検査証は、本件対象文書の外に存在しない。

ウ 本件開示請求及び審査請求を受け、念のため、関係部署において改めて探索したが、本件対象文書の外に、本件対象文書の存在は確認されなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から訓令及び達の提示を受けて確認したところ、自衛隊の使用する自動車の自動車番号の付与、改廃及び記録に関する事務は、陸上自衛隊が行うものと認められる。

防衛省の自動車番号の付与及び管理状況を踏まえれば、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、本件対象文書を特定したことに問題は認められず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有がないとする上記(1)イの諮問庁の説明は首肯できる。また、上記(1)ウの探索の範囲等に問題があるとも認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙（本件請求文書）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき、

自動車番号が 0 3 5 2 1 9 である自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車）にかかる自動車車検証

の開示を請求する。なお、開示決定通知書等が送付される場合において、公印押印を希望する。